

## 自治基本条例施行後の主な動き

### ○平成30年4月1日付け福知山市の組織機構の改編

自治基本条例の施行にあわせ、まちづくりへの市民の参加と協働を一層推進するため、所管が分かれていた自治会、地域づくり組織、市民協働事業などを包括的に所管する「まちづくり推進課」が設置されました。

### ○住民自治検討会議の開催(平成29年度より継続)

住民自治を担う組織や制度のあり方を検討するため、平成29年度より住民自治検討会議を設立し、自治基本条例第26条に規定する「地域づくり組織」のあり方や市の支援策等について議論をしています。

### ○みんなでつくるまちづくりセミナーの開催

自治基本条例に掲げる住民参加によるまちづくりのあり方について学ぶため、鹿児島県鹿屋市の過疎集落「やねだん」をよみがえらせた地域リーダーである豊重哲郎さんを講師に招き、平成30年8月30日、10月24日の2回にわたり講演会を開催し、市民・職員のべ320人が参加しました。

### ○市職員の「パラレルキャリア」を支援する取組

自治基本条例第10条第2項「職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、市民とともにまちづくりに努めるもの」という規定に則り、市職員の地域活動や社会貢献活動を活発にするための環境整備の一つとして、公務を遂行しながら、第2の活動(地域活動や社会貢献)を行う新しい働き方(パラレルキャリア)を推進するとともに、報酬を得る地域活動や社会貢献については積極的に許可を行う方針を平成30年度より打ち出しました。

### ○市の政策形成及び実施過程への参画

自治基本条例第22条第2項「審議会等の委員を選任する場合は、事案に沿い、性別、専門性等に配慮した適切な構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。」という規定に則り、市長が設置する審議会や条例に基づかない市民会議等においても、原則として、委員構成について多様な市民が参加できるよう、人材育成の観点からも委員には市民公募による委員を入れることとしています。